

## 岸田真佐人議員

去年の4月から小学校で、英語教育が必修化されました。それまでの3年間は移行期間でしたので、伊丹市内ではすでに英語の授業を始めていました。移行期間中には「自分の英語力で子どもたちに十分な指導ができるのか不安だ」という声を現場からよく聞きました。

小学校へ英語が正式に導入されたのは去年ですから、小学校の教員は大学で英語指導の単位を取っていません。なかには、中学校や高等学校の英語科免許を持っていたり、英語圏の国への留学経験のある小学校の先生もおりますが、ごく少数です。

兵庫県では、ここ数年、英検準一級以上を持っている採用試験受験者に点数を上乗せするなどしています。しかし、その優遇措置を使って採用された先生も多くありません。小学校の現場で、英語の指導に不安を抱えている教職員が多いのは、伊丹だけでなく全国的な課題です。

そんな問題を解決するため、伊丹市内には、ほとんどの小学校に英語専科の教員が置かれています。この英語専科とALTが5年生と6年生の「外国語」授業を受け持ちます。そして3・4年生の「外国語活動」は英語専科とJTEが教えることとなります。

JTEはJapanese Teacher of Englishの略で、小学校の英語授業を補助している地域人材です。つまり英語のネイティブスピーカーであるALTとは違い、日本語が母語の先生です。小学校の英語授業には欠かせないスタッフとなっています。

伊丹市の小学校でALTが授業に入るのは、各クラス、週に1回程度です。ALTは中学校との兼任ですから、どうしても小学校の授業に入る頻度が低くなります。それに比べてJTEは、各小学校に一人配置されており、ALTよりも頻繁に授業へ入ることができます。

ネイティブの発音に耳が慣れていない3・4年生の児童に、JTEの先生は十分な配慮をしてくれます。デジタル教材の使い方も上手で、電子黒板を使っている英語指導は、子どもたちにも好評だと聞きます。

教育現場が多忙化している現状で、専科の先生が4つの学年の教材を用意し、ワークシートや黒板に貼るパネルを作るのは、なかなか困難です。JTEの先生は、そんな点をカバーし、専科の先生と一緒に英語の授業をしています。

ところが、このJTEの先生には全ての教職員に支給されているノートパソコンが届いていないのです。その理由は、「フルタイム雇用ではないから」です。専用のパソコンがあれば、教材もハードディスクに保存し、授業では電子黒板とつなげばすぐに使用できますが、それができません。

USBメモリで教材を運ぶこともできますが、コンピューターウイルスの感染やセキュリティの観点からすると全く望ましくありません。伊丹市は小学校の英語教育に力を入れていると宣言していま

す。そうであるなら、JTEへパソコンを支給すべきです。

現代の学校は教職員の業務が複雑化、多様化し、保護者への対応や支援にも時間を取られるようになりました。そんな現状を分業で乗り切るため、スクールカウンセラーなど様々なスタッフやJTEなどのアシスタントティーチャーが働いています。

文科省におかれている中央教育審議会では、2015年に「チームとしての学校」を提唱しました。様々な専門性を持ったスタッフが学校教育に参画し、教員と連携するべきという意味です。これは全くその通りですが、連携という面では課題があります。

JTEが担任と同じパソコンを持つことで、連携面もかなり改善されます。その恩恵を受けるのは、子どもたちです。どの教科でもデジタル化は必要ですが、小学校の英語における重要度は、かなり高いと思います。

GIGAスクールで子どもたちも全員iPadを持ちました。今年2月からは、全ての学校でWiFiが飛んでいます。そんな伊丹の小学校で充実した英語教育がなされるよう、全員のJTEへノートパソコンまたはiPadの支給が必要です。

また、JTEの他に特別支援教育支援員さん（以下、支援員さん）にもパソコンが支給されていません。ほとんどの支援員さんは、朝の打ち合わせから参加され、6時間目の授業まで毎日勤務されます。また、校内の教育支援委員会にも参加されています。

ICT環境が整備された伊丹市の公立学校では、ペーパーレスが進んでいます。朝の打ち合わせや職員会議は、各自のパソコンからサーバー上に置いたPDFの書類を見る形が定着しつつあります。しかし、支援員さんはそれができません。

共用のデスクトップPCがあるので、そちらを利用すればよいのですが、それらが置かれている机はALTさんや主幹教諭マネジメントなどが座っていることがあります。朝の打ち合わせなどは、学年ごとの「シマ」でも行われるので、自分以外の席に移動するのも困難です。

支援員さんの仕事は情報共有が非常に重要です。教職員は授業があるので、あまり職員室にいません。そんな中、自由にサーバー上の情報にアクセスできない現状です。情報が少ないと、学校の流れに乗れません。

JTEの先生は、パソコンが無いことで授業準備に差しさわりが出ています。支援員さんは情報が共有しにくいことで、十分な活動をしにくくなっています。フルタイムの教職員のみパソコンを支給するという今の基準では、子どもたちに不利益があると思います。

JTEや特別支援教育支援員の先生方にパソコンを支給すべきと思いますが、当局の見解を伺います。

障害のある多くの子どもと、その保護者が、自分の住んでいる地域の学校へ通いたいと希望しています。文科省も2007年に「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換しました。その後2013年に「適正就学指導委員会」が「教育支援委員会」になりました。

同時に「あなたのお子さんは養護学校に行ってください」といった「適正」就学指導がなくなり、「本人と保護者の希望を最大限尊重すること」になりました。といっても、マンツーマンの支援ができない学校では、生活が困難な子どももいます。その場合は、国や自治体が支援しなければなりません。

つまり国や自治体は、学校のスタッフを増やすなどして、障がいのある子どもと、その保護者を支援する必要があります。先日は、国会がそんな法律を作ってくれました。医療的ケアを必要とする子どもがいる場合、学校は必要な措置を講じることが責務となったのです。

人工呼吸器を入れている子どもは、定期的に痰の吸引が必要です。せきばらいができないからです。しかしこれは医療行為なので、保健室の先生でもできません。ですから、過去には、保護者が学校に付き添ったり、数時間おきに来校したりしていたこともありました。

保護者によっては、付き添えない事情のある方も多くあります。その場合、ナースの常駐している支援学校へ通うこととなります。しかし、潜在的には地域の学校へ通う事を希望している子どもや保護者がいる可能性があります。

今回できた法律によって、子どもと保護者が希望した場合、保護者の付き添いがなくても自分の住む地域の学校へ通うことができるようになります。

しかし、ここで問題になるのは、学校に勤めることになるナースの働く環境です。学校という慣れない職場で、孤独な業務になりがちです。20年前にナースの学校勤務を始めた自治体では、離職率の高さが問題になったこともあるそうです。

法律の成立を受け、どのような形になるかは未確定ですが、伊丹市も来年度から必要な措置を講じることとなります。それに向け、医療的ケアに関わるナースの孤立防止策をとるべきだと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

私が中学校現場にいたとき、演劇ホールから派遣された役者さんが出前授業に来てくれました。グループごとに役者さんがつき、4時間でちょっとした芝居をつくります。楽しみながら、表現力やコミュニケーション能力を高めるすばらしいレッスンでした。

知人のアメリカ人に聞くと、小中学校では時間割に「演劇」があるそうです。おそらくグループで寸劇を作って発表するような形だと思います。その知人は「自分のスピーチ力はその授業で育ったかも知れない」と言っていました。実際、本当に上手でした。

日本の学校では人前で演技をする機会など、なかなかありません。芝居を作る作業となればなおさらです。伊丹市の子どもたちは、派遣された学校のみですが、貴重な経験をしていると思います。

また、市内の中学校や高校にある演劇部は、年間を通じてアイホールでプロの指導を受けており、アイフェスという集大成の場もあります。自分たちで脚本を書き、照明を当て、大道具・小道具を作り、演技をするのは本当に並大抵のことではありません。

私は30年間、市内の中学校で文化祭または学習発表会を見てきました。お世辞抜きで、演劇部のレベルが上がってきていると思います。アイホールの指導があり、さらにアイフェスという最高の舞台があることで、部員たちが能力を伸ばせているのは間違いないでしょう。

また、伊丹市とは直接関係はありませんが、県立伊丹高校の文化祭・ヤンフェスで行われるクラス演劇のレベルには驚きます。最優秀を取るクラスなどは、有料で公演させてあげたいくらいです。この県立伊丹高校にもアイホールから演出家が指導に入っています。

また、市立伊丹高校の文化祭でもクラス劇が行われております。演劇教育は伊丹市のウリと言っても良いと思います。

演劇を作り、演じることで様々な能力が育ちます。その力はテストの点数に現れませんが、社会に出た時や家庭を持った時に間違いなく役立つでしょう。

このような環境は市立の演劇ホールがあることで成り立ちます。伊丹市の児童・生徒は、表現力・コミュニケーション能力の育成において大変恵まれていると考えますが、当局の見解を伺います。

質問は以上です。ご答弁をお願いします。

## 学校教育部長早崎潤

私からは、「JTEや特別支援教育支援員へのパソコン端末の配布」「医療的ケア児支援法への対応について」の2点についてお答えいたします。

1点目の「JTEや特別支援教育支援員へのパソコン端末の配布」につきましては、現在、伊丹市では小・中・特別支援学校の正規職員及びフルタイム勤務で授業を受け持つ職員全員にパソコン端末を配布し、校務や授業に活用しております。

議員ご案内のJTE及び特別支援教育支援員は非常勤であること、主体となって授業を受け持たない補助的な役割であることから、端末は配布しておりません。必要な際は、各校に複数台設置しております共用パソコン端末を利用することとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の「医療的ケアに関わるナースの孤立防止策をとるべきだと考えるが、当局の見解は？」について、お答えいたします。

議員ご案内の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」いわゆる「医療的ケア児支援法」では、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められることになりました。よって、今後は、喀痰吸引や経管栄養などの常時医療的ケアが必要な子どもが小学校等に就学する場合は、常駐の看護師等を配置する場合も考えられます。しかし、医療的ケアの内容によっては、インスリン注射や導尿のように、1日30分程度のケア内容もあるため、先進的な自治体の取組を見ますと、常駐の看護師等ではなく、医療機関や訪問看護ステーションなどに看護師等の派遣を委託する場合があります。

そこで、議員ご質問の「医療的ケアに関わるナースの孤立防止策をとるべきだと考えるが、当局の見解は？」についてですが、常駐の看護師等であっても、派遣される看護師等であっても、学校が看護師等任せにするのではなく、教職員等がバックアップする体制が必要であると考えております。例えば、医療機器・器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりすることは可能であり、教職員と看護師等とが連携して医療的ケア児の支援に当たることが重要であると考えております。

さらに、令和3年(2021年)8月23日付け文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」では、医療的ケア看護職員が、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置づけられました。

複雑化・多様化した課題を解決していくためには、配置されている教員に加えて、看護師等を含む専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かし、連携協働していくことが不可欠であります。

今後は、すでに医療的ケア児への支援を行うために看護師を配置している伊丹特別支援学校の管理体制等を参考にしたり、先進的な取組を行う自治体の体制を参考にしたりしながら体制づくりについて研究をすすめるとともに、学校長のリーダーシップの下、「チームとしての学校」を実現していけるよう、体制の構築を図ってまいります。

## 都市活力部長西本秀吉

私からは、「演劇をつくり、演じることで様々な能力が育ちます。このような環境は市立の演劇ホールがあることで成り立つと考えますが、市の見解は」についてのご質問についてお答えいたします。

議員ご案内の本市の児童・生徒の、表現力・コミュニケーション能力の育成については、文化庁の委託事業である「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」として平成23

年度から実施しているアウトリーチ事業であり、現在は「文化芸術による子供育成総合事業」の「コミュニケーション能力向上事業」として、プロの演出家や役者が小・中・高等学校に出向いて、授業の一環として行っています。また、ヤングフェスティバルなども、児童・生徒の感性やコミュニケーション能力の育成に寄与する事業として実施しております。

これらの事業は、演劇ホールがあることにより実施されてきたことは確かであり、「文化芸術が市民の身近にある」という本市の文化振興施策の指針が目指すところでもあります。この事業によって、演劇ホールへの誘導までは至っておらず、当ホールの利用拡大に至っていないのが現状でございます。しかしながら、教育機関と連携した事業は重要であり、演劇ホールのみならず他の文化施設においても実施しております。歴史、俳諧、音楽など幅広い分野で多様な文化に触れていただけるよう取り組んでいるところであります。

今後の文化施策としましては、文化施設の連携による事業展開も考えられるところであり、仮に演劇ホールを別用途で利活用されると想定した場合においても、演劇・舞踏を含めた市民の自由な創造活動を促進していくために、いたみホールをはじめとした他の公共施設を活用した事業展開なども可能であると考えています。

今後も、教育現場において、どのような文化事業を展開すべきなのか、教育委員会や学校園なども連携し、引き続き協議しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

## 岸田真佐人議員

続いてご答弁に対し要望を申し上げます。

まず、小学校における英語のアシスタント教員にパソコンを支給してほしいという点です。授業や事務ワークがデジタル化されている今、パソコンなしでは非常に不便です。

特別支援教育支援員という先生にもパソコンが支給されていません。通常クラスで苦勞している生徒の支援をするのが仕事ですが、パソコンがないと情報共有の面で不便が生じます。

この質問に対するご答弁「フルタイム勤務で授業を受け持つ職員にパソコンを配布」しており「JTEや特別支援教育支援員は非常勤なので、各校に数台ある共用パソコンを使用してほしい」というものでした。

今、学校では非常勤職員がたくさん働いています。共用パソコンを置いている机は、多くの場合非常勤職員の誰かが使用しています。パソコンが使用されていなくても、そこではちょっとしたミーティングがなされていることもしばしばです。

そんな状況で「すみません、ちょっとパソコンを使います」と言って、非常勤のスタッフが割り込むのは困難です。また、JTEと特別支援教育支援員は、非常勤といっても毎日出勤しており、授業時間のほとんどが勤務時間です。

出勤が毎日でない非常勤の職員にパソコン支給がないのはしょうがないと思います。しかし限りなくフルタイムに近いスタッフにはパソコンを支給すべきだと思います。学校の数で計算すると、必要なのは小学校で34台、中学校で8台の合計42台です。

来年度に向けて前向きに検討してほしいと思います。

続いては「医療的ケアに関わるナースの孤立防止策は？」という質問についてです。

ご答弁は「教職員がバックアップする体制が必要」で「教職員とナースが連携して医療的ケアをすることが重要」というものでした。確かにそれは最重要です。しかし問題は、その連携を誰が取り持つのかということです。

広く知れ渡っている通り、教職員の多忙化は社会問題といってもよい状態です。採用試験の倍率は歴史的な低さとなっていますし、病気やお産で休む先生の代わりとなる臨時採用教職員も見つからない状態です。「しっかり連携してください」というだけでは現場は困るだけです。教職員との連携も大切ですが、私としては同じ業務をしている人同士の連携が重要だと思います。悩みを共有できることで、孤立を防止できるからです。

学期に一度でも良いので、医療的ケアに関わるナースが交流でき、困りごとを教育委員会が吸い上げられるような機会を作ってほしいと思います。

3つ目の質問は演劇ホールについてでした。

伊丹市にある演劇ホール「アイホール」は、全国的にも珍しい演劇専用ホールです。専属の劇団はありませんが、アイホールを中心にした演出家、劇作家、役者などのネットワークが全国に散らばっています。

そんなネットワークを利用して、伊丹市の小・中学校、高校に「プロの出前レッスン」が行われています。全員が受講できるわけではありませんが、全国的には、そのような機会はゼロのところほとんどです。

今回は、演劇ホールの持つ教育的価値について尋ねました。それに対して「演劇の出前レッスンは演劇ホールがあることで実施できたのは確か」であるとの答弁でした。まさしくその通りであり、演劇ホールは出前レッスンの前に講師陣へ「指導方法」をレクチャーしてきたそうです。

私が見たところ、確かに指導場面では、生徒の個性や人間関係をよく見ておられました。そして良いところを見つけて褒める努力をされていました。

演劇を作り、演じる経験は、今の日本の教育に足りないと言われている表現力や思考力を育てると思います。また、コミュニケーション能力も伸びます。

そんなすばらしいアウトリーチ事業を、今後も続けてほしいと思います。